

地方独立行政法人岩手県工業技術センター会計年度任用職員就業規則

制定 令和元年12月27日
最終改正 令和5年12月22日

(趣旨)

- 第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条第1項及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員就業規則第2条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人岩手県工業技術センターに勤務する会計年度任用職員の労働条件、服務その他の就業に関する事項を定めるものとする。
- 2 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法及びその他の関係法令の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則において会計年度任用職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項を根拠として任用する職員をいう。

(会計年度任用職員の任用等)

- 第3条 会計年度任用職員の任用については、次に掲げるところによる。
- (1) 会計年度任用職員の採用は、公募によるものとする。ただし、優秀な人材の確保及び業務能率の向上等のため理事長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (2) 前号ただし書の規定による任用は、原則、連続して2回を限度とする。

(労働条件等)

- 第4条 会計年度任用職員の労働条件、服務及び人事事務の取扱いについては、会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号）及び岩手県人事委員会が定める規則の適用を受ける岩手県職員の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、年次休暇の時季指定については、地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員の年次休暇の時季を定める細則を準用する。この場合において、同細則第2条及び第3条第1項中「一の年」とあるのは「一の会計年度」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年12月22日から施行する。